

掛川市新型コロナウイルス感染症対策本部 対応方針2021 (第10版)

1月26日(水)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に係る静岡県の対応方針」が修正されたことから、本日、「掛川市対応方針」を次のとおり決定しました。(追加、変更した場所については下線を引いてあります。)

- オミクロン株では、以前のコロナウイルスよりも身近な生活の場で格段に感染しやすくなり、マスクを外しての会話はリスクとなるため、顔のサイズに合った不織布マスクの着用を徹底する。
- 3回目接種について、国の方針に基づき、医師会、薬剤師会などと連携し、昨年6月までに接種した方には1月24日以降、昨年7月までに接種した方には2月7日以降、その後は2回目の接種から6箇月以上経過した方から、順次接種を進める。また、5歳から11歳の小児ワクチン接種についても、3月以降、速やかに接種できるよう準備を進める。
- 飲食店等を営む事業者について、営業時間の短縮や酒類の提供制限など、静岡県の「まん延防止等重点措置に係る対応方針」の要請に従う。

1 基本的な感染症対策

- ① 県境を跨ぐ移動については、静岡県及び訪問先の県等が発表している行動制限を尊重する。
- ② ワクチンを接種した方においても感染するリスクがあるため、決して油断せず、「不織布マスクの着用」、「食事中の会話を避ける」、「手指消毒」、「3密を避ける」など有効な感染防止対策を徹底する。
- ③ オミクロン株では、以前のコロナウイルスよりも身近な生活の場で格段に感染しやすくなり、マスクを外しての会話はリスクとなるため、顔のサイズに合った不織布マスクの着用を徹底する。
- ④ 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置など、1年以上にわたる自粛生活により、市民の心身への影響が心配されるため、正しい感染予防の周知とともに、適度な運動・正しい食事・質の高い睡眠など、新型コロナウイルス感染症による健康被害の予防活動に努める。

2 新型コロナワクチン接種の推進について

- ① 3回目接種について、国の方針に基づき、医師会、薬剤師会などと連携し、昨年6月までに接種した方には1月24日以降、昨年7月までに接種した方には2月7日以降、その後は2回目の接種から6箇月以上経過した方から、順次接種を進める。また、5歳から11歳の小児ワクチン接種についても、3月以降、速やかに接種できるよう準備を進める。
- ② 新型コロナワクチン接種に関する相談窓口を徳育保健センターに統合し、市民からの問い合わせに対応するとともに、引き続き市役所(健康福祉部)、大東支所(ふくしあ)、大須賀支所(ふくしあ)においてワクチンパスポートの交付を行う。
- ③ 接種会場までの移動手段のない市民に対し、タクシー料金の一部を助成する。

3 医療体制の充実について

- ① 自宅療養者等に対する支援については、保健所と連携した支援に努める。
- ② 市内の高齢者施設、福祉施設、認定こども園、幼稚園・保育所、学校及び企業等で新型コロナウイルス感染者が発生した場合などにおいて、感染拡大防止、クラスター発生防止のため、抗原検査キットを無償で配布し、活用する。

4 小・中学校、幼稚園・認定こども園等の対応について

(1) 小・中学校等について

- ① 感染拡大防止と学習機会の確保の両立を図るため、文部科学省が定める「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 学校の新しい生活様式」に応じた対応を徹底し、学校教育活動を継続する。
- ② 児童生徒の健康状態の把握に努め、本人若しくは同居家族の体調が優れない場合には予防的

に登校しないよう指導する（この場合には出席停止として扱う）。

また、児童生徒がワクチン接種のため欠席する場合についても、出席停止として扱う。

（副反応により体調不良で欠席する場合を含む。）

③学級閉鎖・学年閉鎖・休校について

ア 感染者は確認されたが、学校内での感染拡大の恐れがない場合は、臨時休業は行わない。

イ 感染者が確認され、学校内に感染拡大の恐れがある場合は臨時休業を行う。

	基準	範囲	期間
1	感染者が学級内に限定される場合	学級閉鎖	濃厚接触者が特定されるまでの間 ※目安：1～3日間
2	感染者が学年内に限定される場合	学年閉鎖	
3	感染者が複数の学年に跨る場合	休校	

ウ 学校全体の欠席者が10%を超えた場合は休校とする。

※ 「掛川市新型コロナウイルス感染症防止対策における臨時休業の判断基準」参照

④ 臨時休業や長期間の出席停止など学校に登校できない児童生徒への学習保障としては、当該児童生徒及び保護者の要望等に応じて、本人の体調面に配慮しつつ、授業のオンライン配信や家庭で主体的に学べるオンライン学習など、持続可能な学習機会の提供に努める。

⑤ 中学校の部活動について

ア 部活動については、令和4年1月31日まで中止とする。

イ 感染状況によっては、中止の期間を延長する。

⑥ 放課後児童クラブ（学童）について

ア 感染者は確認されたが、学童保育所内での感染拡大の恐れがない場合は、臨時休所は行わない。

イ 感染者が確認され、学童保育所内に感染拡大の恐れがある場合は臨時休所を行う。

(2) 幼稚園・認定こども園等について

① 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底した上で、園活動を継続する。

② 園児の健康状態の把握に努め、本人若しくは同居家族の体調が優れない場合（ワクチン接種に伴う副反応と思われる体調不良を含む）、又は感染が疑われる場合には予防的に登園しないよう指導する（この場合には出席停止として扱う）。

③ 臨時休園等については、小・中学校等の基準の準用により判断する。

④ 私立園については、市と同様の対応を依頼する。

5 飲食店事業者等への依頼について

① 飲食店等を営む事業者について、営業時間の短縮や酒類の提供制限など、静岡県の「まん延防止等重点措置に係る対応方針」の要請に従う。

② 集客施設についても、「まん延防止等重点措置に係る対応方針」の要請により感染症対策を実施し、営業を行う。

6 イベント等の対応、公共施設について

① 市主催のイベント等について、開催規模や感染対策を勘案の上、実施の可否を検討する。

② 公共施設は、感染防止策の徹底を行うこととし、施設管理者や指定管理者等に対応を働きかける。

③ 学校体育施設の貸し出しについては、中止とする。

7 その他

① 新型コロナウイルスに感染された方および関係者、医療従事者、飲食店、仕事で来県した他地域の方、ワクチンを接種していない方及び接種できない方などに対し、心無い誹謗中傷や差別的対応の根絶に向けた啓発を継続的に実施する。

② 新型コロナウイルス感染症対策とともに、食事・運動・睡眠など日常生活の中でできる健康づくり活動により免疫力を高め、健康二次被害防止に努める。

※ 今後の状況により、「掛川市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催し、対応方針の改定を行っていく。